

平成 30 年度盛岡ブランド推進市民企画事業公募要領

1 趣旨

この要領は、盛岡らしさを育成・発信する市民の自主的な企画事業に要する経費に対し、予算の範囲内において助成金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 応募者の資格

- (1) 盛岡市内で活動中又は新たに活動を始める市民団体（公益法人，NPO 団体を含む）。ただし、任意団体の場合は企画趣旨に賛同し、実施運営に加わる盛岡市民 3 人以上で団体を組織し、団体の会則及び会計規約が整備されていること。
- (2) 政治活動，宗教活動又は営利活動を目的とする団体ではないこと。

3 応募の条件

- (1) 盛岡らしさを育成・発信する市民の自主的な企画事業で、盛岡ブランドの推進を意識して取り組む事業であること。
- (2) 事業の実施において、企画者自らが運営すること。ただし、企画者自らの表現の発表や物品の販売，音楽団体・劇団・サークル等の定期公演，月謝等を徴収しているカルチャー教室や音楽教室の定期公演及び営利事業は応募を認めない。
- (3) 平成 30 年度に事業を開始し，同一年度内に完了するものであること。
- (4) 過去において，本助成金を受けて実施した事業と同一の目的及び内容となる事業の場合は，通算では 3 回以内であること。
- (5) 政治活動，宗教活動又は営利活動を目的とするものでないこと。

4 助成の内容

助成金の交付額は，1 事業につき，助成対象経費（総事業費から事業収益金及びその他の収入を差し引いた額）が 10 万円未満となる場合は助成対象経費相当額とし，10 万円以上 15 万円未満となる場合は 10 万円，15 万円を超える場合にあっては，助成対象経費の 3 分の 2 以内で 20 万円を限度額とする。

この場合において，当該金額に 1,000 円未満の端数があるときは，その端数を切り捨てるものとする。

なお，採択する事業数は予算の範囲内とする。

5 応募期間

平成 30 年 4 月 2 日（月）～ 4 月 27 日（金）午後 5 時必着

6 応募の方法

盛岡市役所別館 8 階企画調整課都市戦略室，本館 1 階の窓口案内所及び市内関係機関で配布又は盛岡市公式ホームページ及び盛岡ブランド市民推進委員会ホームページ上に掲載している所定の応募用紙に必要事項を記入し，下記事務局まで郵送，FAX 又は持参すること。

【住所】〒020-8530 盛岡市内丸 12-2
盛岡ブランド市民推進委員会事務局
(盛岡市市長公室企画調整課都市戦略室)
TEL 019-613-8370, Fax 019-622-6211

7 審査及び通知

- (1) 5 月に開催を予定している盛岡ブランド市民推進委員会で審査を行う。
- (2) 申請者には当該委員会において，プレゼンテーションによる事業内容等の説明を求める。
- (3) 助成の適否及び助成額については，委員会開催後 1 週間以内に郵送にて応募者に通知する。